

申告 Q&A

Q 医療費控除を受けたい場合、準備するものはありますか？

A 「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。領収書やレシート等を提出するだけでは、医療費控除を受けることはできません。この明細書とは「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局など支払先の名称」「支払った金額」等を記載した用紙のことです（下記記載例を参考）。明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロード可能なほか、税務署や市役所にも用紙を置いています。

申告会場に行く前に、明細書の作成をお願いします。

※領収書は自宅等で5年間保管する必要があります。
 ※医療保険者等が発行する医療費通知を添付すると明細の記載を省略できます。
 詳細は国税庁ホームページをご確認ください▶



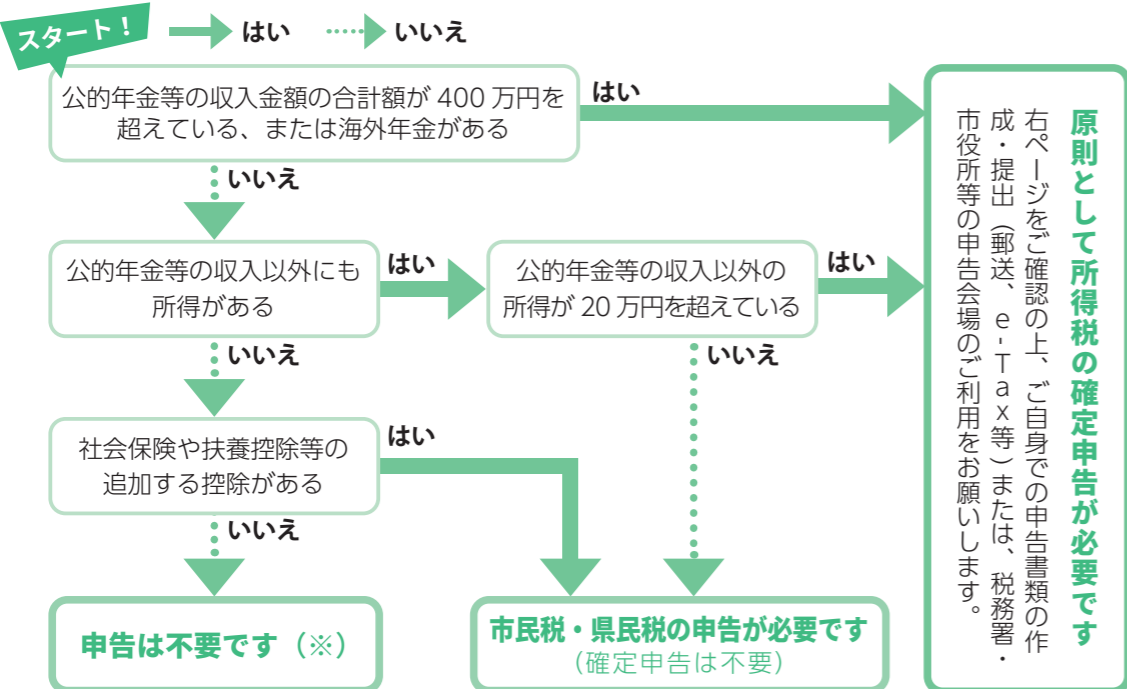
医療費控除の明細書 記載例

2 医療費（上記1以外）の明細 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
北本 トマ吉	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000円	
//	北本皮膚科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000	
//	北本トマト薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000	
北本 トマ子	トマトクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000

Q 年金しか収入がないけど、確定申告が必要なの？

A 主な収入が年金の人は、下記フローチャートをご覧ください。



※申告が不要な場合でも、計算上所得税に還付が発生する場合は、確定申告をすることにより還付を受けることができます

確 上尾税務署 (☎ 048-770-1800) ※自動音声案内に従い「0」番を選択してください

受付できる申告

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告

開設期間

2月13日(月)～3月15日(水)

相談受付 8:30～16:00 (相談開始は9:00)

※土・日曜日、祝日を除く。

ただし、2月19日・26日の日曜日は開場します。

※贈与税は2月1日(水)から受け付けます。

注意事項

・例年、確定申告会場に来られる半数近くが書類不足のため再来場されています。来場時は必要書類をご確認の上お越しください。
 ・入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウント(右記QR)から事前に取得した入場整理券が必要です。なお、16:00前に相談受付を終了する場合があります。



郵送で申告書類を提出する場合はコチラ▶ 〒362-8504 上尾市大字西門前 577 上尾税務署

申告会場（市内各会場および上尾税務署）にお持ちいただくもの

申告には、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認の手続きが必要です。

また、申告内容によって必要なものが変わります。なお、税務署の申告会場ではスマートフォンで申告書を作成できますので、スマートフォンをご持参ください。



- 個人番号(マイナンバー)カードまたはその写し ※なければ個人番号(マイナンバー)通知またはマイナンバー入りの住民票と本人確認書類(免許証等)
- 還付金の振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの
- 所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)
- 各種控除証明書領収書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、寄附金等)
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(医療費通知)
- 障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- 筆記用具

確 e-Tax・スマホ申告説明会

☎上尾税務署 (☎ 048-770-1800)

マイナンバーカードをお持ちでない人でも(お持ちの人も参加可)スマートフォンやパソコンを使って申告できるよう税務署職員が個々に説明します。

時 2月2日(木) 9:30～15:30 場 文化センター

確 税理士による無料相談

☎関東信越税理士会上尾支部事務局 (☎ 048-776-8777)

税理士による所得税確定申告相談（事前予約制）

申告相談および申告書の作成を無料でを行います。ただし、申告書用紙や添付書類はお預かりできませんので税務署に郵送または直接提出をお願いします。

時 ① 2月7日(火)・8日(水)

10:00～13:00、13:30～16:30
 桶川マイン3階イベント広場「OKEGAWA Hon プラス+」(桶川市若宮1-5-2 ※無料駐車場なし)

② 2月13日(月)・14日(火)

9:00～12:00、13:00～16:00
 上尾県税事務所(上尾市大字南239-1)

申 1月13日(金)10:00～15:00に事務局へ電話でお申し込みください(先着順)。

他 以下に当てはまる場合は対象外です。

- ① 給与・年金以外の所得のある人(株・不動産の譲渡、不動産賃貸他)
- ② 事業を営む人
- ③ 配当等の申告をする人
- ④ 600万円を超える収入のある人
- ⑤ 住宅

借入金等特別控除の初年度の人 ⑥ 雑損控除等のある人 ⑦ 所得税以外の税目を申告する人 他
 ※詳細は予約時にご確認ください。
 ※医療費控除の申告をする人は事前に集計をお願いします。

電話による税務相談

各税理士事務所にて電話で申告相談をお受けします。なお、確定申告書の作成は行えません。

期 2月2日(木)～15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
 9:30～12:00、13:00～16:00

※税理士事務所によって担当する日が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

対 ① 年金受給者の人 ② 給与所得者で医療費控除を受けられる人 ③ 年の途中で退職・就職・年末調整の済んでいない人 ※株・不動産等の譲渡がある人、不動産賃貸等の事業を営む人は対象外となります。

申 お近くの税理士事務所へ電話でご相談ください。